

東大阪市東事業所下水道放流施設包括的管理業務

公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 5 月

東 大 阪 市

目 次

- 1 定 義
- 2 業 務 の 概 要
- 3 プ ロ ポ ー ザ ル 参 加 資 格 要 件
- 4 ス ケ ジ ュ ー ル
- 5 プ ロ ポ ー ザ ル 参 加 申 込
- 6 プ ロ ポ ー ザ ル 参 加 資 格 の 審 査
- 7 質 問 書 の 受 付 及 び 回 答
- 8 現 地 説 明 会 及 び 関 連 図 書 の 閲 覧
- 9 応 募 書 類 の 提 出
- 1 0 審 査
- 1 1 選 定 結 果 通 知
- 1 2 契 約 に 関 す る 事 項
- 1 3 募 集 に 関 す る 留 意 事 項
- 1 4 審 査 項 目
- 1 5 評 価 点
- 1 6 書 類 等 の 提 出 先 ・ 連 絡 先 ・ 問 合 先
(様式集)

1 定義

東大阪市（以下「本市」という。）の下水道放流施設である東大阪市東事業所の業務について、民間事業者（以下「事業者」という。）が創意工夫及び専門的な技術等を発揮することで、下水道放流施設の安定的な運転及び維持管理等を効率的に行うため、これらを包括的に委託することとした。

東大阪市東事業所下水道放流施設包括的管理業務公募型プロポーザル実施要領（以下「本要領」という。）は、東大阪市東事業所下水道放流施設包括的管理業務（以下「本業務」という。）を受託しようとする事業者の募集及び選定について、公平性、透明性及び競争性を確保した上で実施するための手続等を定めたもので、本業務の公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に参加することを希望する者（以下「参加希望者」という。）に配布するものである。参加希望者は、本要領の内容を踏まえて必要な書類を提出する。

また、本要領に合わせて配付する東大阪市東事業所下水道放流施設包括的管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）及びその他の提供資料は一体の資料とし、これらの全ての資料を「本要領等」と定義する。

2 業務の概要

（１） 件名

東大阪市東事業所下水道放流施設包括的管理業務

（２） 対象業務

東大阪市東事業所の運転管理及び維持管理等に付随する一切の業務（各槽清掃及び汚泥処分業務及び１件３００万円を超える建物及び施設、設備・機械等の修理・修繕を除く。）

（３） 業務内容

別紙仕様書のとおり

（４） 業務履行期間

令和７年１０月１日から令和１２年９月３０日まで

期間の名称	期間
業務準備期間	令和７年９月１日から令和７年９月３０日まで
１年目	令和７年１０月１日から令和８年３月３１日まで

2 年 目	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
3 年 目	令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで
4 年 目	令和 1 0 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで
5 年 目	令和 1 1 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで
6 年 目	令和 1 2 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 9 月 3 0 日まで

業務準備期間には業務の引継ぎを行い、これに伴う経費は本業務に係る業務委託契約の相手側（以下、「受託者」という。）の負担とする。

（５） 業務実施場所及び対象施設

東大阪市布市町三丁目 3 番 1 号

東大阪市東事業所

（６） 委託金額の上限

5 年間の総額を 9 2 1 , 8 0 0 , 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。ただし、令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの予算額は、半年分である 9 2 , 1 8 0 , 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

この金額は契約金額を示すものではない。価格提案書（様式第 8 号）に記入する提案価格については、消費税及び地方消費税相当額を含まない価格とする（総額の上限 8 3 8 , 0 0 0 , 0 0 0 円を超えた場合は失格となる。また、1 年目の見積りは 8 3 , 8 0 0 , 0 0 0 円以内で見積もること。）。

3 プロポーザル参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加者」という。）は、次の要件を全て満たした上で参加申込をすること。

- （１） 東大阪市の令和 6 ・ 7 ・ 8 年度入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- （２） 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （３） 本プロポーザルの参加申込日から契約締結日までの間のいずれの日においても、本市の入札参加停止措置を受けていないこと。
- （４） 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立がなされていないこと。
- （５） 破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）の規定による破産手続開始の申立又は破産手

続開始決定がされていないこと。

- (6) 東大阪市暴力団排除条例(平成24年東大阪市条例第2号)の規定による暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。
- (7) 下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年7月9日建設省告示第1348号)に定めるところにより、下水道処理施設維持管理業者として登録を受けている者であること。
- (8) 過去5年間(令和2年4月1日から令和7年3月31日まで)に、日本国内の地方公共団体等からし尿処理施設又は下水道処理施設等(有人施設に限る。)の運転管理業務を元請けとして請け負い、3年以上継続して実施した実績(現在契約期間中である実績を含み、共同企業体(JV)の一員としての実績を除く。)を有すること。
- ※有人施設とは、24時間常駐施設だけでなく、勤務時間が定められ、その時間に参加者の業務従事者が勤務している施設を含むものとする。以下の有人施設も同定義とする。
- ※3年以上とは、同一の施設において、1年以上の期間の契約を連続して更新し、3年以上実施した実績を含む。

4 スケジュール

1	実施要領、仕様書の配布、参加申込受付開始	令和7年5月14日(水)
2	参加申込受付終了	令和7年5月27日(火)
3	参加資格審査結果通知、質問書受付開始	令和7年5月28日(水)
4	現地説明会	令和7年6月3日(火)から 令和7年6月12日(木)まで
5	質問書受付終了	令和7年6月18日(水)
6	質問書に対する回答、応募書類受付開始	令和7年6月24日(火)
7	応募書類受付終了	令和7年7月7日(月)
8	提案書に基づく説明及びヒアリング	令和7年7月25日(金)
9	選定結果の通知及び公表	令和7年7月31日(木)まで

1 0	業務委託契約締結	令和 7 年 8 月
1 1	業務準備期間	令和 7 年 9 月 1 日（月）から 9 月 3 0 日（火）まで
1 2	業務委託開始	令和 7 年 1 0 月 1 日（水）

※上記スケジュールについては、事情により変更する場合があります。変更が生じた際は電子メールにてお知らせしますので、あらかじめご了承ください。

5 プロポーザル参加申込

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類等を提出することとし、その提出をもって、公募書類の記載内容を承諾したものとする。

（１） 提出書類

- ア 公募型プロポーザル参加意思表明書（様式第 1 号） 1 部
- イ 団体（法人）概要（様式第 2 号）及び団体（法人）の概要が記載されたパンフレット等 各 1 部
- ウ 団体（法人）の履歴事項全部証明書（発行日から 3 か月以内のもの） 1 部
- エ 下水道処理施設維持管理業者登録簿への登録を証する書面の写し 1 部
- オ 参加資格要件確認用の業務委託契約実績書（3 年以上の運転管理業務実績）（様式第 3－1 号）及びその実績を確認できる書類（契約書の写し、仕様書の写し等） 各 1 部

※実績を確認できる書類のうち、参加希望者の機密事項に係る部分については黒消し等の処理をすることができる。

- カ 4 6 0 円分の切手を貼付し、宛名を記載した長 3 号封筒（簡易書留用） 1 部

※プロポーザル参加資格審査結果通知書（様式第 4 号）を発送するため。

（２） 提出期限

令和 7 年 5 月 2 7 日（火）

（３） 提出方法

本要領第 1 6 項の提出先に持参又は郵送（書留）する。持参の場合は開庁時間内（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く平日の午前 9 時から正午まで及び午後 0 時 4 5 分から午後 5 時 3 0 分まで。）（郵送の場合は提出期限内必着）

6 プロポーザル参加資格の審査

(1) 審査

本要領第5項により提出された書類等について、本要領第3項の参加資格要件に基づき、プロポーザル参加資格の有無を審査する。

(2) 通知

審査結果については、プロポーザル参加資格審査結果通知書（様式第4号）を、令和7年5月28日（水）に発送する。

参加資格を有する者（以下「参加有資格者」という。）となった者には、東大阪市東事業所機械類メンテナンス予定表（別紙4）に記載されたメンテナンス予定の機器の仕様の写しを、別途電子メールにて送付する。

なお、参加資格の承認を受けない限り本プロポーザルには参加できない。そのため、申込書類を提出したにもかかわらず結果通知書が届かない場合は、令和7年6月2日（月）の午後4時までに産業廃棄物対策課に電話（06-4309-3207）等で確認すること。

(3) プロポーザル参加資格の喪失

プロポーザル参加資格の結果通知後、参加有資格者が次のいずれかに該当するときは、本プロポーザルに参加することができない。

ア 本要領第3項の参加資格要件を満たさなくなったとき。

イ 参加申込に必要な提出書類等に虚偽の記載があったとき。

7 質問書の受付及び回答

(1) 提出書類

本プロポーザル参加有資格者は、業務内容、応募手続き等について質問事項がある場合には、質問書（様式第5号）を提出すること。

(2) 受付期間

令和7年5月28日（水）から令和7年6月18日（水）まで

(3) 提出方法

電子メールのみとする。なお、必ず電子メール送信後に到着確認の電話連絡を行うこと。提出先及び連絡先は本要領第16項を参照すること。

(4) 回答方法

令和 7 年 6 月 2 4 日（火）までに、原則として質問のあった項目は全て、本プロポーザル参加有資格者全員に電子メールにて回答する。ただし、質問者の競争上の利益・地位を侵すおそれがあると判断した場合には、質問者のみに回答することがある。

寄せられた質問にはその都度回答することではなく、適宜、一定件数をまとめて回答する。

8 現地説明会及び関連図書の閲覧

現地説明会の出席及び関連図書（設計図及び配線図等）の閲覧を希望する参加有資格者は、プロポーザル参加資格審査結果通知書（様式第 4 号）到着後、現地説明会及び関連図書閲覧申込書（様式第 6 号）により令和 7 年 5 月 3 0 日（金）までに申込み、受付を受ける。受付については、電子メールのみとする（提出先は本要領第 1 6 項）。各希望者は、第 3 希望日まで記入すること。

令和 7 年 6 月 2 日（月）に各希望者へ電子メールで日程を通知する。現地説明会及び関連図書の閲覧は、原則同日に実施するものとし、各希望者あたり期間中 1 日を割り当ててのものとする。

現地説明会に出席及び関連図書の閲覧ができる者は、本プロポーザル参加有資格者のみとする。当日はプロポーザル参加資格審査結果通知書（様式第 4 号）を持参すること。なお、現地説明会において、技術的な質問や軽易な質問についてはその場にて口頭で回答する。

（１） 時間

令和 7 年 6 月 3 日（火）から令和 7 年 6 月 1 2 日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 1 0 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時までとする。

（２） 場所

東大阪市布市町三丁目 3 番 1 号

東大阪市東事業所

9 応募書類の提出

参加有資格者は、応募に当たっては次の書類等を提出すること。（以下、書類を提出した参加有資格者を「応募者」という。）

（１） 応募書類及び提出部数

ア 提案書（様式第 7－1 号、第 7－2 号、第 7－3 号、第 7－4 号、第 7－5 号）

正本 1 部、副本 7 部

※各様式につき、A 4 サイズ 3 枚までとする。ただし、それに加え、図表・図面用として A 3 サイズ 1 枚（片面のみ。）を様式ごとに用いることができる（図表・図面を A 4 サイズ 3 枚の方に掲載することができる）。A 3 サイズを用いた場合は余白に様式番号を付すこと。また、様式ごとに、通しのページ番号を付すこと（例：3 ページ中 1 ページ目、4 ページ中 2 ページ目等）

※使用する文字サイズは 10.5 ポイント以上とする。ただし、図表・図面中の文字サイズについては、この限りでない。

※電子データ Word、Excel（Microsoft office 2016 で読込み可能なもの）により作成することを基本とする。ただし、様式の指定がある項目については当該様式を使用すること。

※正本には会社名、所在地、代表者の役職及び氏名を記載し、本市届出印（使用印鑑）を押印すること（記載・押印する箇所は任意とする。）。また、副本には会社名等の記載や押印を一切行わないこと。合わせて、書類審査時の公平性、透明性を確保する観点から、ロゴや名称等事業者が推測、推定できるものは不掲載又は黒消し処理を行った上で提出すること。故意にロゴや名称等を掲載していると認められるときは減点又は失格となる場合がある。

イ 価格提案書（様式第 8 号） 正本 1 部

※別紙内訳書について、本要領第 2 項（4）で示した期間ごとに見積りをする事

※精算対象となる小規模修繕費及び固定ユーティリティ費（ユーティリティ費のうち、「電気使用料」、「工業用水費」、「下水道使用料」の合計額。）は、本市が仕様書等で指定する金額を必ず記入すること。

※変動ユーティリティ費（ユーティリティ費のうち固定ユーティリティ費以外の費用の合計額。）については、参加有資格者による削減努力が可能な費用としてその縮減策を提案内容に含めるため、その提案額を記入するものとする。

ウ 実績評価用の業務委託契約実績書（1 年以上の運転管理業務実績）（様式第 3－2 号）及びその実績を確認できる書類（契約書の写し、仕様書の写し等） 各 1 部

※過去 5 年間（令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）に、日本国内の地方公共団体等において、し尿処理施設又は下水道処理施設等（有人施設に限る。）

の運転管理業務を元請けとして、1年以上継続して実施した実績（共同企業体（JV）の一員としての実績を除く）を最大5件記載すること。

※実績に対する審査の対象は、本要領第14項及び第15項を参照すること。

※参加資格要件確認用の業務委託契約実績書（3年以上の運転管理業務実績）（様式第3-1号）に記載した実績を再度記載することができる。

※実績を確認できる書類のうち、参加有資格者の機密事項に係る部分については黒消し等の処理をすることができる。

エ 直近3事業年度分の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）の写し 1部

オ 460円分の切手を貼付し、宛名を記載した長3号封筒（簡易書留用） 1部

※ 選定結果通知書（様式第10号）の送付のため。

（2） 受付期間

令和7年6月24日（火）から令和7年7月7日（月）まで

（3） 提出方法

本要領第16項の提出先まで、持参又は郵送（書留）とする。持参の場合は開庁時間内（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く平日の午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで。）（郵送の場合は提出期限内必着）

10 審査

（1） 選定委員会の設置

受託者の選定に当たり、公平性、透明性、競争性を確保するため「東大阪市東事業所下水道放流施設包括的管理業務に係るプロポーザル方式事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置する。なお、選定委員会は非公開とする。

（2） 応募者が多数の場合における選定

書類を提出した応募者が5者を超える場合、本要領第14項の審査項目のうち（1）基本的事項の得点（20点）及び（3）価格評価の得点（30点）の合計得点が上位の者から5者を選定する。この5者以外の者は、落選者となり、以降のプロポーザルには参加できない。

（3） 提案書の説明及びヒアリングの実施

提出された提案書の評価の参考とするため、令和7年7月25日（金）に選定委員会において応募者による提案書の説明及びヒアリングを実施する。応募者は提案書の

説明及びヒアリングに参加しなければならない。提案書の説明及びヒアリングに係る留意事項は次のとおりとする。

ア 提案書の説明及びヒアリングについては、東大阪市役所本庁舎にて実施する。実施する会議室や時間割の詳細等については、追って案内する。

イ 公平性、透明性を確保する観点から、ロゴや名称等、事業者が推測、推定できる資料等の持ち込みや、会場内における事業者名の公言は控えること。故意にロゴや名称等を掲載した資料を持ち込んだり、事業者名を公言したと認められるときは減点又は失格となる場合がある。

ウ 提案書の説明及びヒアリングにおける追加の資料提出はできない。

エ 提案書の説明及びヒアリングの順番については、応募書類の提出締め切り後に選定委員会にてくじを引き、順番を決定する。

(4) 選定

審査項目・審査基準等については本要領第14項及び第15項を参照すること。

選定委員会において、基本的事項や価格評価については、客観的な指標を用いて評価・採点する。提案内容及びヒアリングの内容については、審査の上で、評価・採点される。

原則として、選定委員の総合評価点の平均によって、最も優れた点数を取った者を最優秀者とし、次に優れた点数を取った者を次点者として選定する。最優秀者と契約締結の交渉の結果、合意に至らなかった場合は、次点者と契約締結の交渉を行う。また、応募者が1者のみであっても審査を実施し、最優秀者を選定する。ただし、平均点が60点に満たない場合はいずれも選定しない。

なお、総合評価点の平均が同点となった場合は次の順序で最優秀者並びに次点者を選定する。

ア 価格に関する評価点が最も高い応募者

イ アが同点の場合は、提案内容に関する評価点が最も高い応募者

ウ イが同点の場合は、基本的事項に関する評価点が最も高い応募者

エ ウが同点の場合は、選定委員会で協議の上で、決定する

(5) 資格の喪失

次のいずれかに該当する場合、その応募者は失格となる。

ア 一つの評価項目について、異なる提案を複数提出した場合

イ 応募書類に記載すべき内容の全部又は一部の記載がなかった場合

ウ 応募書類の記載又は提案の内容に虚偽、不正又は違反があった場合

エ 見積価格の上限額（８３８，０００，０００円）を超える提案を行った場合

オ 選定委員に対して本プロポーザルに関する働きかけ、接触等を行ったことが明らかになった場合

カ その他、不正な行為があった場合、又は本要領に定める手続きによらなかった場合

（６） 応募の辞退

参加有資格者は、本プロポーザルに参加申込を行った後に応募を辞退するときは、応募辞退届（様式第９号）を提出すること。なお、参加有資格者が応募書類提出期限（令和７年７月７日（月））を経過しても応募書類の提出がない場合は、応募を辞退したものとみなす。ただし、参加有資格者は、その際も必ず応募辞退届（様式第９号）を提出すること。

１ １ 選定結果通知

選定結果は、令和７年７月３１日（木）までに、応募者全員に対し、結果のみを選定結果通知書（様式第１０号）にて通知する。結果については得点順位を出し（最優秀者のみ名称を出し、それ以外は匿名）、本市ウェブサイトで公表する。

１ ２ 契約に関する事項

（１） 本市は、選定された最優秀者との間で、本事業に係る業務委託契約の締結交渉を行う。なお、契約方法については、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定による随意契約とする。

（２） 上記交渉の結果、業務委託契約締結の合意に至らなかった場合、最優秀者の提案において虚偽、不正又は違反が認められる場合、又は委託契約締結までに本要領第３項に定めるプロポーザル参加資格要件に該当しなくなった場合は、次点者を順に繰り上げ、交渉を行う。

（３） 業務委託契約の手続き及び業務委託契約書の作成は、東大阪市財務規則（昭和４２年東大阪市規則３１号）による。

（４） 受託者は、本契約の締結と同時に、東大阪市財務規則（昭和４２年東大阪市規則

第31号)第115条第1号の規定により、契約金額の100分の3に相当する額を納付しなければならない。ただし、契約締結の際に受託者が保険会社との間に、東大阪市を被保険者とする契約金額の100分の3以上を担保する履行保証保険契約を締結し、当該保険証書の写しを提出することで、契約保証金の納付を免除することができる。

(5) 受託者は、各種労働関係法を遵守するとともに、東大阪市役務契約における労働関係法令遵守状況の確認等に関する要綱に定める遵守状況の確認に協力すること。

(6) 委託料の支払いについては、各年度の委託料を当該年度の委託期間の月数で除した金額を各月の委託金額とし、各月終了後翌月10日までに受託者が本市に請求するものとし、本市は請求のあった日から30日以内に支払う。ただし、各年度終了後及び契約満了後の精算方法については別途仕様書等で定めることとする。

(7) 契約については、長期継続契約とするため、翌年度(2年目)以降に予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除する場合がある。

1.3 募集に関する留意事項

(1) 本プロポーザルの延期、中止、取り消し等

本市は、やむを得ない理由により、本プロポーザルを延期、中止、又は取消すことがある。この場合において参加者、参加有資格者及び応募者(以下「参加者等」という。)は異議を申し立てることはできず、損害を受けることがあっても、その賠償を請求できないものとする。

(2) 費用負担

本プロポーザルへの参加申込から契約締結に至る全ての手続きに必要な費用は、全て参加者等の負担とする。

(3) 使用言語、単位等

使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時とする。

(4) 提出書類の取扱い

ア 参加者等からの提出書類に含まれる著作物の著作権は、当該参加者等に帰属する。ただし、公表、展示その他本市が本業務に関し必要と認める用途に用いるときは、本市は必要な範囲でこれを無償で使用するができる。この場合、参加者等の技

術・商業上のノウハウは公表しない。

イ 参加者等からの提出書類は返却しない。また、提出期限以降における修正、差替え又は再提出は、本市が指示した場合を除き認めない。

ウ 提出期間、提出先、提出方法を遵守しない場合は無効とする。また、提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

(5) 提供資料の取扱い

本市が提供する資料は、本業務に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、本業務に係る検討の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく、第三者にこれを使用させたり、又は内容を提示したりしてはならない。

(6) 個人情報の保護

本業務の処理に当たっては、個人情報の保護に関する法律、東大阪市個人情報保護条例を遵守すること。

(7) その他

ア 本市が提示する通知文書、回答書、指示書、資料等は、公募書類と同等の効力を有するものとする。

イ 参加資格審査以降において、本要領に定めるもののほか、応募に当たっての必要な連絡事項が生じた場合には、参加者等に通知する。

1.4 審査項目

区分	評価項目	評価の着眼点	配点	様式
(1) 基本的 事項	① 企業の信頼 性	(ア) 自己資本比率	2	第2号
		(イ) 経常利益の黒字期間(直近3事業年度)	3	
	② 地方公共団体等での業務実績	過去5年間(令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間)に、日本国内の地方公共団体等において、し尿処理施設又は下水道処理施設等(有人施設に限る。)の運転管理業務を元請	15	第3-2号

		けとして、1年以上継続して実施した実績（5件。共同企業体（JV）の一員としての実績を除く）。		
基本的事項 合計 20点				
(2) 提案内容	① 安定的な運転管理業務の遂行	・適正な人員配置及び有資格者の配置 ・人員の欠員が出た場合の対応 ・労働者の適切な労働条件の確保 ・従業員の教育体制、研修等 ・契約終了後に次の受託事業者へスムーズに業務移管ができる体制	10	第7-1号
	② 施設及び機器保全整備計画	・施設及び設備機器等の保全整備の考え方、故障に対する突発修繕体制、修繕の実施方針	10	第7-2号
	③ 緊急時（災害・事故・故障等）の危機管理体制	・緊急時・災害時における組織・人員体制、連絡体制 ・マニュアル整備と訓練、研修等の状況 ・会社・組織としてのバックアップ体制	10	第7-3号
	④ 変動ユーティリティ費等削減の工夫	・仕様書別紙6（2）に本市が示す基本の考え方を上回る削減策の実現可能性及び具体性 ※【基準額】と同等は加点なし（0点）とする。	10	第7-4号
	⑤ 独自の提案（①から④まで及び仕様書に記載の内容	・業務目的を達成するための積極的な意見、提案等の実現可能性及び具体性	10	第7-5号

	以外での応募者の創意工夫による追加的提案)			
提案内容 合計 50点				
(3) 価格評価	提案価格	・ 価格提案書における提案価格から、一定の算出方法によって点数化	30	第8号
価格点 30点				
総合計 100点				

15 評価点

本要領第14項「審査項目」に対する点数の配点の基準を次のとおり定め評価を点数化する。

区分(1) 基本的事項

① 企業の信頼性

(ア) 自己資本比率

40%以上…2点

20%以上40%未満…1点

20%未満…0点

(イ) 経常利益の黒字期間（直近3事業年度の黒字年度の回数）

3回…3点

2回…2点

1回…1点

0回…0点

② 地方公共団体等での業務実績（最大5件の評価。）

1件ごとに3点の配分とし、以下のとおり評価。5件×3点＝合計15点。

○1つの契約にて複数施設（し尿処理施設又は下水道処理施設等を1つ以上含めたもの。）の維持管理業務を受託した実績があり、かつ、その業務に本市が仕様書で定めるユーティリティ（①電気、②ガス・水道、③下水道、④工業用水、⑤通信、⑥薬品類、⑦燃料・材料・備品・消耗品等）の①から⑦まで

のうち、4以上の調達管理業務を実施しているもの…各3点

○単独施設において維持管理業務を受託した実績があり、かつ、その業務に本市が仕様書で定めるユーティリティ（①電気、②ガス・水道、③下水道、④工業用水、⑤通信、⑥薬品類、⑦燃料・材料・備品・消耗品等）の①から⑦までのうち、4以上の調達管理業務を実施しているもの…各2点

○上記に該当しない実績…各1点

区分（2）提案内容

業務に関する提案内容、①安定的な運転管理業務の遂行、②施設及び機器保全整備計画、③緊急時（災害・事故・故障等）の危機管理体制、④変動ユーティリティ費等縮減の工夫、⑤独自の提案の各評価項目を評価基準に応じて評価する。

各項目の配点は10点とし、評価基準に対応する評価率を乗じて点数を算出する。

提案内容の評価基準及び評価率

評価基準	評価率
当該審査項目において、大変優れている。	1.0
当該審査項目において、優れている。	0.8
当該審査項目において、一定の評価ができる（標準）	0.6
当該審査項目において、劣っている。	0.4
当該審査項目において、大変劣っている。	0.2
当該審査項目の提案がない。	0

区分（3）価格評価

提案価格は、消費税及び地方消費税相当額を含まない価格とし、下記のステップに従って点数化する。

ステップ1．各応募者の提案価格から、固定ユーティリティ費及び小規模修繕費を引く。この価格を、評価対象価格とする。

ステップ2．評価対象価格が最も低かった応募者の価格を最低評価対象価格とする。

ステップ3．下式に最低評価対象価格と評価対象価格を代入することで、各応募者の評価を点数化する。

$$(\text{応募者の評価点}) = 30 \text{ 点} \times ((\text{最低評価対象価格}) \div (\text{応募者の評価対象価格}))^2$$

なお、評価点は、小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位ま

で求める。

(算出例)

X社の提案価格：10億円

Y社の提案価格：9億円

固定ユーティリティ費：3億8,000万円

小規模修繕費：3,000万円

X社の評価対象価格：5億9,000万円

Y社の評価対象価格：4億9,000万円

最低評価対象価格は、Y社の4億9,000万円。

$$\begin{aligned} \text{Y社の評価点} &= 30 \text{点} \times (5 \text{億} 9,000 \text{万円} \div 5 \text{億} 9,000 \text{万円})^2 \\ &= 30 \text{点} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{X社の評価点} &= 30 \text{点} \times (4 \text{億} 9,000 \text{万円} \div 5 \text{億} 9,000 \text{万円})^2 \\ &= 20.69 \text{点} \end{aligned}$$

1.6 書類等の提出先・連絡先・問合せ先

東大阪市環境部産業廃棄物対策課

所在地 〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市役所本庁舎15階

電話 06-4309-3207

FAX 06-4309-3829

電子メール sanpai@city.higashiosaka.lg.jp

様式第 1 号

令和 年 月 日

(あて先) 東大阪市長

住 所
氏 名 ⑩
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

公募型プロポーザル参加意思表明書

「東大阪市東事業所下水道放流施設包括的管理業務公募型プロポーザル実施要領」の内容を理解し、下記の業務委託に係るプロポーザルに必要な書類を添付して参加意思を表明いたします。なお、実施要領に定められた参加資格要件を満たしていること、並びに本表明書及び関係書類の全ての記載事項について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 件 名 東大阪市東事業所下水道放流施設包括的管理業務
- 2 添付書類
- ・団体（法人）概要（様式第 2 号）及び団体（法人）の概要が記載されたパンフレット等 各 1 部
 - ・団体（法人）の履歴事項全部証明書（発行日から 3 か月以内のもの） 1 部
 - ・下水道処理施設維持管理業者登録簿への登録を証する書面の写し 1 部
 - ・参加資格要件確認用の業務委託契約実績書（3 年以上の運転管理業務実績）（様式第 3－1 号）及びその実績を確認できる書類（契約書の写し、仕様書の写し等） 各 1 部
 - ・4 6 0 円分の切手を貼付し、宛名を記載した長 3 号封筒（簡易書留用） 1 部
- 3 連絡先

団体（法人）名		電話番号	
所属・役職		F A X 番号	
担当者氏名		電子メール	

※事務処理欄

受付番号	受付印
業種・種目コード	

様式第 2 号

団体(法人)概要

1 団体(法人)名

2 所在地

3 代表者氏名

4 設立年月日

5 従業員数

6 資本金

7 自己資本比率

8 経常利益(直近3事業年度)

9 業務内容

10 その他特記事項

様式第 3－1 号

参加資格要件確認用の業務委託契約実績書
(3 年以上の運転管理業務実績)

住 所
氏 名 ⑩
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

委託者名	契約期間	業務名	業務内容

※過去 5 年間（令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間）に、日本国内の地方公共団体等において、し尿処理施設又は下水道処理施設等（有人施設に限る。）の運転管理業務を元請けとして、3 年以上継続して実施した実績（現在契約期間中でも可）を記載すること（共同企業体（J V）の一員としての実績を除く。）

※実績を確認できる書類として契約書の写し、仕様書の写し等を添付すること。

※実績を確認できる書類のうち、機密事項に係る部分については黒消し等の処理をすることが出来る。

実績評価用の業務委託契約実績書（1 年以上の運転管理業務実績）

住 所
氏 名 ⑩
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

委託者名	契約期間	業務名	業務内容	施設 (単/複)	① 電気	②ガス・ 水道	③ 下水道	④ 工業用水	⑤ 通信	⑥ 薬品類	⑦燃料・ 消耗品等

※過去 5 年間（令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間）に、日本国内の地方公共団体等において、し尿処理施設又は下水道処理施設等（有人施設に限る。）の運転管理業務を元請けとして、1 年以上継続して実施した実績（共同企業体（J V）の一員としての実績を除く。）を 5 件記載すること。

※上表「施設（単/複）」の欄には、実施要領第 1 5 項②を参照の上、「単」又は「複」のどちらか該当する内容を記載すること。また、上表「①電気」から「⑦燃料・消耗品等」の欄には、調達管理業務を実施している場合は「○」を記載し、実施していない場合は「×」を記載すること。

※実績を確認できる書類として契約書の写し、仕様書の写し等を添付すること。

※実績を確認できる書類の中で、機密事項に係る部分については黒消し等の処理をすることができる。

※参加資格要件確認用の業務委託契約実績書（3 年以上の運転管理業務実績）（様式第 3－1 号）にて記載した実績を再度記載することができる。

様式第 4 号

令和 年 月 日

様

東大阪市長 野 田 義 和

プロポーザル参加資格審査結果通知書

令和 年 月 日に申込があったプロポーザル参加の資格について、審査の結果
下記のとおり決定したので通知します。

記

1 件 名

東大阪市東事業所下水道放流施設包括的管理業務

2 プロポーザル参加資格の有無

☐ あり ☐ なし

参加資格がないと認めた理由

3 問合先

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市環境部産業廃棄物対策課

電話 06-4309-3207

令和 年 月 日

質問書

(あて先) 産業廃棄物対策課長

「東大阪市東事業所下水道放流施設包括的管理業務」に係る公募型プロポーザルについて、下記の事項を質問します。

記

	質問内容
1	
2	
3	
4	
5	

※記入欄が不足する場合は適宜追加してください。

連絡先

団体(法人)名		電話番号	
所属・役職		F A X 番号	
担当者氏名		電子メール	

令和 年 月 日

現地説明会及び関連図書閲覧申込書

（あて先）産業廃棄物対策課長

「東大阪市東事業所下水道放流施設包括的管理業務」に関する現地説明会及び関連図書の閲覧について、以下のとおり申し込みます。

団体（法人）名			
所在地			
担当者	氏名		
	所属・役職		
	電話番号		
	電子メール		
参加者	氏名	所属	

【参加希望日】

第 1 希望日	令和 年 月 日
第 2 希望日	令和 年 月 日
第 3 希望日	令和 年 月 日

注 1）午前 10 時から正午まで、午後 1 時から午後 4 時までとする。

注 2）現地説明会会場の都合上、参加者は 1 社当たり 5 人までとする。

注 3）現地説明会ではプロポーザル実施要領等は配布しないので、参加者各自で持参すること。

注 4）現地（東大阪市東事業所）への移動手段は、参加者各自で手配すること。

提案書	※事務処理欄 管理番号
① 安定的な運転管理業務の遂行 仕様書の内容、審査基準の評価の着眼点を踏まえた安定的な運転管理計画の考え方について、自由に記述してください。(A 4 サイズ 3 ページ以内) (ページ中 ページ目)	

提案書	※事務処理欄 管理番号
②施設及び機器保全整備計画 仕様書の内容、審査基準の評価の着眼点を踏まえ、施設及び機器の修繕・作業計画について、自由に記述してください。(A 4 サイズ 3 ページ以内) (ページ中 ページ目)	

提案書	※事務処理欄 管理番号
③緊急時（災害・事故・故障等）の危機管理体制 仕様書の内容、審査基準の評価の着眼点を踏まえ、災害時、事故時、故障時等の緊急時の対応について、自由に記述してください。 （A 4 サイズ 3 ページ以内） （ ページ中 ページ目）	

提案書	※ 事務処理欄 管理番号
④ ユーティリティ費等縮減の工夫 仕様書別紙 6 (2) に本市が示す変動ユーティリティ費の考え方を基本として、この考え方を上回る変動ユーティリティ費の実現・実施可能で具体的な縮減策について、自由に記述してください。(A 4 サイズ 3 ページ以内) (ページ中 ページ目)	

提案書	※事務処理欄 管理番号
⑤独自の提案 仕様書に記載されているもの以外の内容で、必要と思われる提案事項があれば、自由に記述してください。(A 4 サイズ 3 ページ以内) (ページ中 ページ目)	

令和 年 月 日

(あて先) 東大阪市長

住 所

氏 名 ㊟

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

価格提案書

「東大阪市東事業所下水道放流施設包括的管理業務」について、関係資料（仕様書他）の内容を承諾し、東大阪市財務規則を熟覧の上、下記金額をもって提案します。

記

提案価格				百万			千			円
------	--	--	--	----	--	--	---	--	--	---

(消費税及び地方消費税相当額を含まない)

(注意)

- 1. 数字は算用数字を用いて下さい。
- 2. 金額の頭部に¥を記入して下さい。
- 3. 金額の訂正は無効です。
- 4. 記名押印がないものは無効です。

例

			百万			千			円
				¥	1	2	3	4	5

	1年目			2年目			3年目			4年目			5年目			6年目			総額
内訳	単価	数量	金額	単価	数量	金額	単価	数量	金額	単価	数量	金額	単価	数量	金額	単価	数量	金額	
運営管理費																			
（ ）																			
（ ）																			
（ ）																			
（ ）																			
（ ）																			
維持管理費																			
（ ）																			
（ ）																			
（ ）																			
保守点検費																			
（ ）																			
（ ）																			
（ ）																			
（ ）																			
保全整備費																			
（ ）																			
（ ）																			
（ ）																			
（ ）																			
（小規模修繕費）																			
調整管理費																			
（固定ユーティリティ費）																			
（変動ユーティリティ費）																			
その他																			
（ ）																			
（ ）																			
（ ）																			
（ ）																			
総計額																			

※記入欄が不足する場合は追加してください。

令和 年 月 日

(あて先) 東大阪市長

住 所

氏 名 ㊟

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

応募辞退届

「東大阪市東事業所下水道放流施設包括的管理業務」に係る公募型プロポーザルに参加
申込をしましたが、諸般の事情により応募を辞退します。

令和 年 月 日

様

東大阪市長 野 田 義 和

選定結果通知書

貴社より応募のありました「東大阪市東事業所下水道放流施設包括的管理業務」の業者
選定について、下記のとおり結果を通知します。

記

審査結果 得点 点

- ① 最優秀者として決定しました。
- ② () として決定しました。
- ③ 不採択となりました。
- ④ 書類選定において、落選しました。